

**第1部**  
**基本計画の**  
**基本的考え方**

## 1 計画改定の趣旨

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

都は、平成12年3月に制定した東京都男女平等参画基本条例において、「性別による権利侵害の禁止」として、家庭内等における配偶者暴力の禁止や、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止等について定め、以降その対策に取り組んできました。

その後、配偶者暴力対策については、平成13年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が制定され、配偶者暴力の防止や被害者保護に係る国や地方自治体の責務が初めて明示されました。

都は、こうした流れを受け、平成14年度に、「男女平等参画のための東京都行動計画」で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、平成16年の法改正で都道府県による基本計画の策定が定められ、都道府県基本計画の指針となるべき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が定められました。

このことを受け、都では、平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

平成19年度の法改正では、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされるとともに、被害者の自立支援に関する関係機関の連携強化などが掲げられました。

その後、都は、平成21年3月及び平成24年3月に基本計画の改定を行い、関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進してきました。

平成25年度には、3度目の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について法が準用されることとなり、法の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。また、同法に基づき平成26年1月に基本方針が改正されました。

一方、男女間の暴力の防止に向け、配偶者暴力対策以外の取組も進んでいます。

平成12年11月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)が施行され、被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしてきました。

しかしその後も、被害者の命が奪われるなどの深刻な被害が発生したことから、被害の実情等を踏まえ、平成25年の法改正で電子メールを送信する行為が規制され、平成29年の法改正でSNSなどインターネット上でのつきまとい等が規制対象に加わるなど、対策の強化が図られています。

また、平成25年10月に起きたストーカー殺人事件では、加害者が女性の性的画像をネット上で拡散したことが社会問題になりました。これをきっかけに同様の行為を規制するよう求める声が高まり、平成26年11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（いわゆる「リベンジポルノ法」）が制定されました。

都では、平成27年7月に、性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後から相談・医療・精神的ケア等の支援をワンストップで行うための取組を、民間支援団体等との連携により開始しています。

このように、配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力の防止に向けた対策は着実に前進してきましたが、今なお積極的に取り組むべき課題、また、法改正や社会情勢の変化等により生じる新たな課題などへの取組が求められています。

このような状況から、平成28年7月、都は知事の附属機関である「東京都男女平等参画審議会」に対して、基本計画の改定に当たっての基本的考え方を諮問し、平成29年1月に答申を受けました。そして、審議会答申及び前基本計画の成果・課題等を踏まえて、今回の改定を行いました。

本基本計画は、新たに策定した「東京都女性活躍推進計画」と合わせ、「東京都男女平等参画推進総合計画」（以下「総合計画」という。）として、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画に位置付けられています。

また、性暴力やストーカー被害者への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題を合わせて掲載しています。

今後、この基本計画に基づき、施策を着実に推進するとともに、連携体制の強化に努め、暴力のない社会の実現を目指して更に前進していきます。

## 2 計画の性格

- (1) この基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づき、国の基本方針に即し、都における配偶者暴力対策を体系的に示す基本計画です。
- (2) 「性暴力被害者に対する支援」「ストーカー被害者に対する支援」「性・暴力表現等への対応」など、男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策を合わせて掲載しています。
- (3) この基本計画は、「東京都女性活躍推進計画」と共に総合計画を構成するものです。なお、総合計画は男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例第8条に基づき策定する行動計画に位置付けられるものです。
- (4) この基本計画は、学識経験者、関係機関・団体代表等で構成される「東京都男女平等参画審議会」における諮問、答申を経て改定したものです。
- (5) 都と区市町村をはじめとする関係機関は、相互に連携・協力して、基本計画で示した施策を推進していきます。
- (6) 都は、基本計画に基づく施策を実施する上で、都民及び民間団体に対し、理解と協力を求めます。

●○●ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) ●○● 「DV」と略されることが多く、一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」という意味で使われることが多いようです。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力など、高齢者や子供などに家庭内で振るわれる暴力を含めて使用される場合があります。人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、この計画では、固有名詞を除き「DV」という言葉は使いません。

●○●配偶者・配偶者等●○● 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合も含みます。また、平成25年度の配偶者暴力防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手からの暴力を受ける場合も、法が準用されるようになりました。なお、都では、法律の根拠を必要としない様々な施策については、恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め対応しています。この基本計画では法の対象となっていない恋人などを含む場合には「配偶者等」と表記します。

●○●配偶者等暴力の形態●○● 「殴る」、「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

### 3 計画改定に当たっての考え方

配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体や心に一生かかっても回復できない傷を受ける場合も多く見られます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るために、都は、区市町村、民間団体、警察など関係機関と力を合わせて取り組んでいきます。

特に、配偶者等暴力対策においては、暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行うことが必要であり、そのためには、様々な機関の緊密な連携が欠かせません。また、配偶者等暴力の未然防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。

配偶者暴力防止法が制定されてから15年が経ち、その間、都内では、東京都はもとより、区市町村においても配偶者暴力相談支援センターなど専門相談窓口の整備が進むなど、被害者やその子供を対象者とした様々な取組が、関係機関の連携により行われてきました。法の改正により、平成25年度からは生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の対象となりました。このように配偶者等暴力対策が新たな段階に入ってきていることも考慮に入れ、今後の取組を積極的に推進していく必要があります。

また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保することも重要です。

男性も女性も各人が、互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会形成の前提であり、あらゆる暴力の根絶につながっていきます。

なお近年は、同性同士のストーカー行為、性暴力、親密な間柄にあるパートナーからの暴力による被害も起きています。

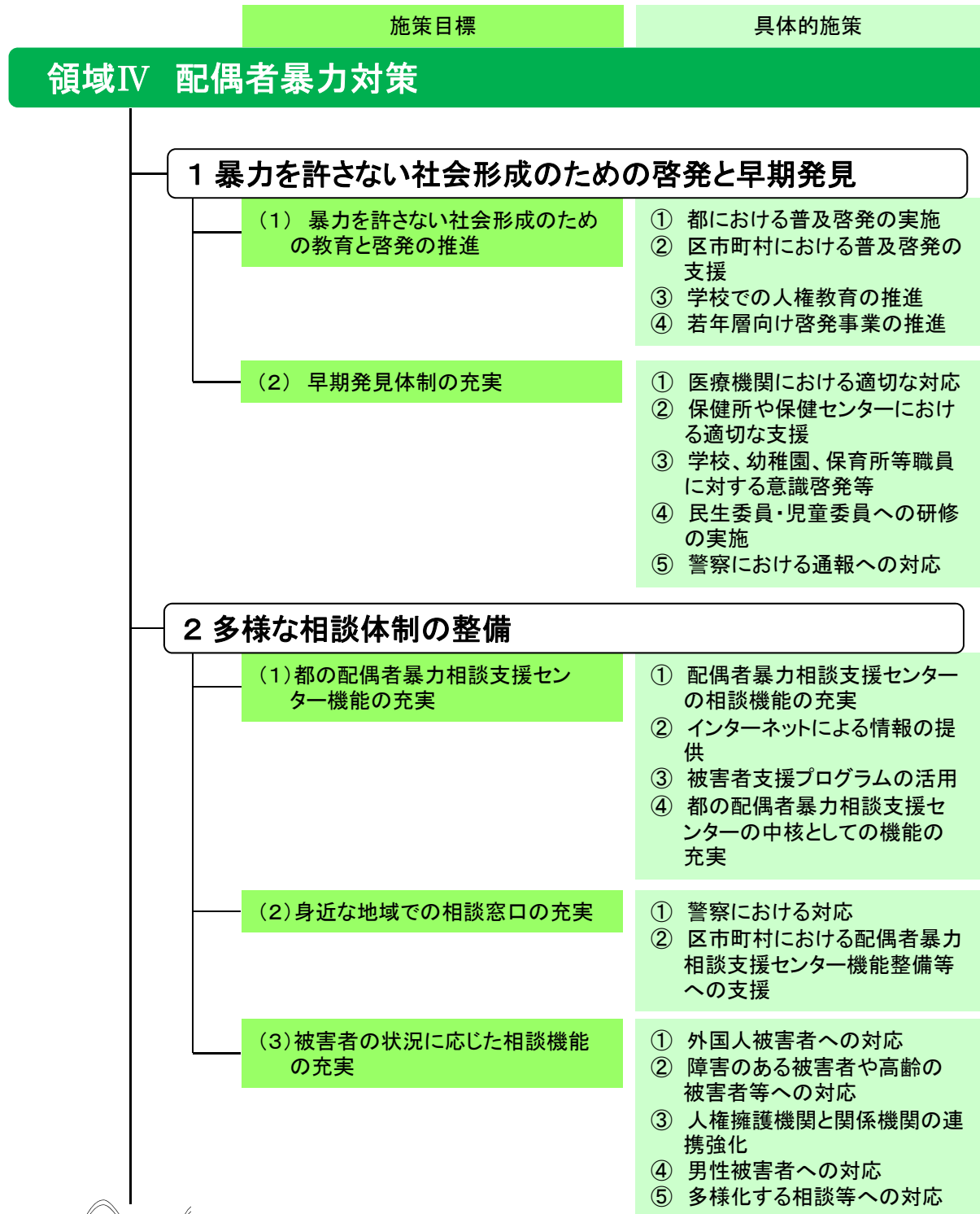
人権尊重の観点から、それぞれの被害者の状況に配慮した支援を行っていく必要があります。

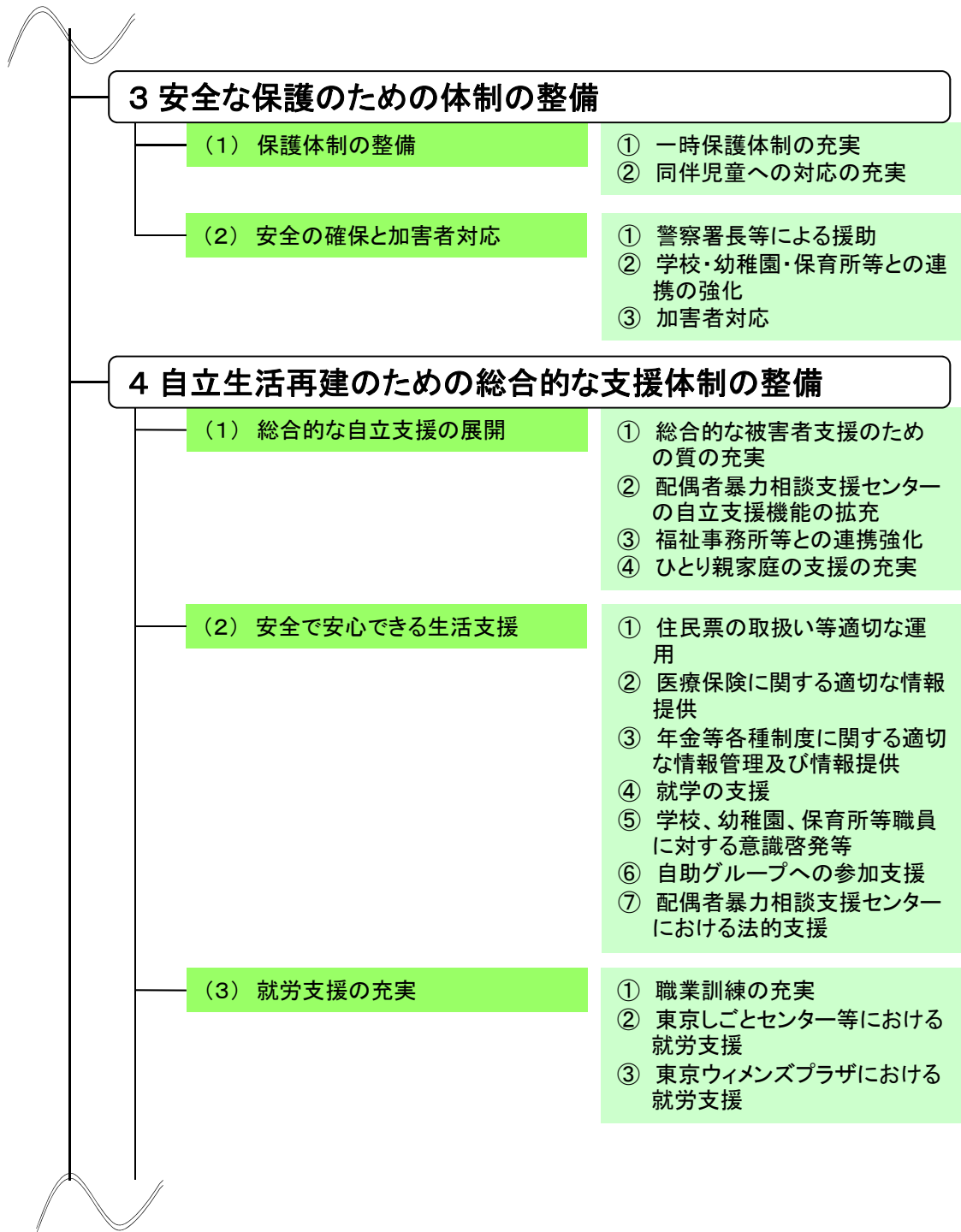
都は、こうした考え方にに基づき、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に展開していきます。

#### 4 計画期間

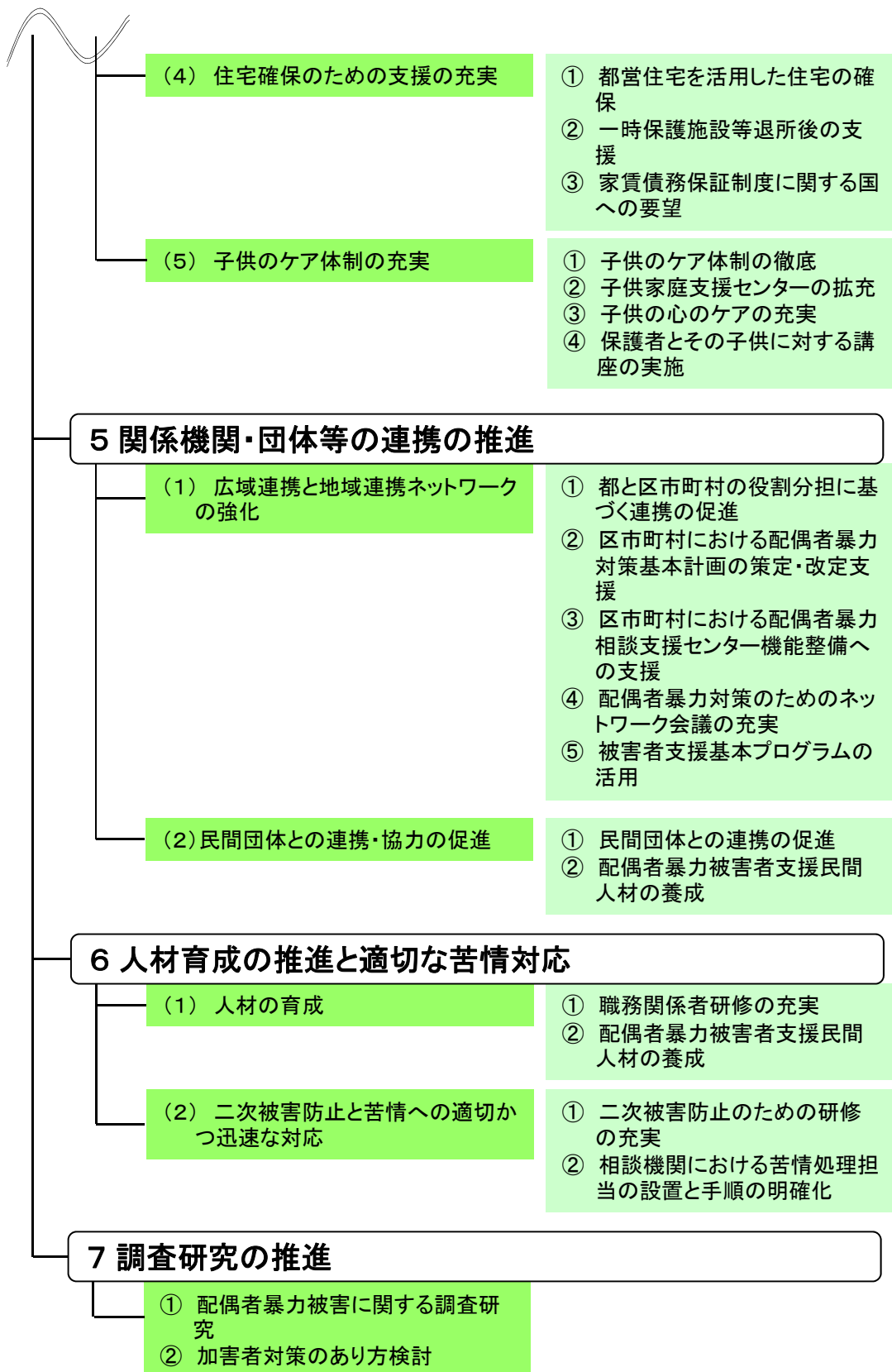
- (1) この基本計画の期間は、平成29年度から33年度までの5年間とします。
- (2) 法令の改正等により、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の体系









**領域V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策****1 性暴力被害者に対する支援**

- ① 被害者等への支援
- ② 都における普及・啓発

**2 ストーカー被害者に対する支援**

- ① 被害者等への支援
- ② 都における普及・啓発

**3 セクシュアル・ハラスメントの防止**

- ① 相談・普及啓発
- ② 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策

**4 性・暴力表現への対応**

- ① メディアへの対応
- ② 被害者への支援等
- ③ 普及・啓発